



高齢者

介護保険

介護福祉課介護保険係
介護福祉課認定係
介護福祉課保険料係

家族だけではなく社会全体で介護を支え合うための制度です。

▶ 介護保険に加入する方

- 第1号被保険者＝65歳以上の方
- 第2号被保険者＝40歳以上65歳未満で、国民健康保険などの医療保険に加入している方

▶ 介護保険料の納付

- 第1号被保険者で、年金額が年18万円以上の場合＝原則、年金から納付
- 第1号被保険者で、年金額が年18万円未満の場合＝納入通知書で個別に納付
- 第2号被保険者＝医療保険の保険料と合わせて納付（詳しくは、加入している健康保険組合に問い合わせを）

※保険料は所得により異なります。

※口座振替を希望する方は、介護福祉課または市税等収納取扱金融機関で、振替を希望する納期限の45日前までに申し込んでください。

※一定の要件を満たす方を対象に、保険料の減免制度があります。納期限までに申請してください。

▶ サービスの種類

- 在宅サービス＝訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、ショートステイ、福祉用具貸与・購入、住宅改修など
- 施設サービス＝特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- 地域密着型サービス＝定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など

▶ サービスを利用するための介護認定

認定の申請ができる方

- 第1号被保険者＝日常生活に介護や支援が必要な方
- 第2号被保険者＝初老期における認知症、脳血管疾患などで介護や支援が必要な方
- 認定の手順

① 認定申請をする

② 市の調査員が家庭などを訪問し、心身の状況などを調査。また、市から主治医に心身の状況などについての意見書の作成を依頼

③ 調査結果と医師の意見書をもとに、コンピュータで介護度を判定（1次判定）

④ 1次判定の結果と、医師の意見書、調査票の特記事項をもとに、医療・保健・福祉の専門家による認定審査会でのかなりの介護が必要かを決定（2次判定）

⑤ 認定結果を通知

▶ サービスの利用料

要介護度により給付を受けられるサービスの限度額が決められています。利用者の自己負担は、かかった費用の1割、2割、または3割です。なお、一定の要件を満たす方を対象に、利用料の減免制度があります。

▶ サービスの利用手順

① 居宅介護支援事業者へ介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼

② 市へ居宅サービス作成依頼書を提出

③ サービスを実際に行う事業者と契約

④ ケアプランに基づきサービスを利用

〈 広告 〉

 <p>社会福祉法人 福陽会</p> <p>高年齢者マンション サンシャインビラ</p> <p>自由と快適の住まいに 安心を添えて</p> <p>TEL 042-539-0307 FAX 042-539-0308 東京都福生市熊川 1394-1</p>	<p>サンシャインビラ介護学院</p> <p>初任者研修 実務者研修</p> <p>スキルアップを目指して!</p> <p>TEL 042-539-0783 FAX 042-539-0782</p> <p>福生市熊川1494-3 第2上福ビル3F スケジュールや受講料を こちらからチェック▶</p> 	<p>社会福祉法人 福陽会 その他関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特別養護老人ホーム サンシャインビラ ■特別養護老人ホーム 第2サンシャインビラ 併設高年齢在宅サービスセンター加美 介護プランセンターサンシャインビラ ■特別養護老人ホーム 第3サンシャインビラ ■ヘルパーステーションサンシャインビラ ■福生市地域包括支援センター加美 高年齢見守りステーション <p>事務局 TEL 042-551-1703 FAX 042-551-7573 福生市北田園 1-53-3</p>
--	---	---

高齢者の福祉

■ 高齢の方への生活支援

介護福祉課高齢者支援係

支援の必要な高齢者を対象に、要介護状態にならないための予防や、自立した生活の支援のため、サービスを提供します。

▶ 寝具乾燥消毒サービス

寝具の衛生管理が困難な方のために、乾燥・消毒を行います。

▶ 日常生活用具給付

介護保険の要介護認定で自立と判定された方などを対象に、生活用具の購入費の一部を給付します。

▶ 自立支援住宅改修

介護保険の要介護認定で自立と判定された方などを対象に、介護予防給付及び設備改修給付を行います。

▶ 紙おむつの支給

介護保険の要介護認定で要介護3以上と判定された在宅の方を対象に、紙おむつを支給します。

■ 高齢の世帯の方に

▶ 救急通報システム

ひとり暮らしの方などが家庭内で緊急の事態に陥ったとき、速やかな通報を行うための機器を設置します。

▶ 住宅火災通報システム

高齢の方のみの世帯で、火の不始末などのおそれのある場所に、火災警報器を設置します。

▶ 災害時避難行動要支援者登録

32ページをご覧ください。

▶ 電話相談

ひとり暮らしの方の安否確認や孤独感の解消のために、相談員が自宅へ電話します。

▶ 救急医療情報キット

高齢の方のみの世帯に、緊急搬送時に救急隊へ医療情報を提供するための情報キットを配布します。

▶ 特殊詐欺(振り込め詐欺等)防止

115ページをご覧ください。

■ 暮らしと生きがい

▶ 老人クラブ

市内には、おおむね60歳以上の方が加入する老人クラブがあります。高齢者が生きがいを持ち、共に健康を増進するための活動やボランティア活動を地域で行っています。

■ 介護・認知症の予防、相談

介護福祉課地域包括ケア推進係

▶ 介護の予防

心身の衰えを防ぎ健康を維持するため、65歳以上の方を対象に、介護予防の教室を行っています。

▶ 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けている方や、基本チェックリストで生活機能が低下していると判断された方(事業対象者)は、訪問型サービス、通所型サービスを利用できます。詳しくは、介護福祉課地域包括ケア推進係へ問い合わせてください。

▶ あいぼっくの水浴訓練室

82ページをご覧ください。

▶ 健診(検診)・相談など

がんや歯の検診、さまざまな健康教室・相談・測定を行っています。81・82ページをご覧ください。

▶ 認知症高齢者等探索サービス

GPS(人工衛星の電波を受信して現在の位置情報を表示するシステム)を利用した端末で認知症の高齢者を探索し、家族に現在位置をお知らせします。対象となる方は、市の補助を受けることができます。

(広告)

なかや薬局
拜島駅前店
昭島市松原町 4-12-5
TEL.042-546-1193 FAX.042-546-1193
処方せん専用 FAX.042-519-7603
(営) 9:00~20:00 (土曜日は19:00まで)
定休日: 日曜・祝日

在宅調剤訪問サービス
なかや薬局では在宅医療に取り組んでおります。

 オンライン調剤
対応薬局

**高齢者生活全般の
お困り事を解決します!!**



入浴用品・杖・
歩行器・おむつ
等の販売品

補聴器

お部屋の段差解
消・手すり・住
宅リフォーム

ベッド・車い
す・手すり他
レンタル

 パナソニック
エイジフリーショップ 立川

042-519-7817


We hope someday you'll join us

居宅介護支援事業所
ケアマネジメント Musubi
ケアマネジャー業務を行っています。

・ケアプラン作成致します。
介護保険サービス利用について
ご相談承ります。

受付時間: 月~土 9:00~18:00

TEL.042-519-1293

昭島市玉川町 3-8-3
合同会社 Musubi

 HP

▶ **認知症高齢者等個人賠償補償事業**

在宅生活を送る40歳以上で認知症の方向けに、賠償責任を負うことになる際の補償事業を行っています。

▶ **昭島市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業**

認知症もしくは認知症の疑いがあり、行方不明となるおそれのある方が行方不明になった際に、早期に保護することができるよう、登録者の情報を市、昭島警察署、地域包括支援センターへ共有しています。

▶ **もの忘れ予防検診(認知症検診)**

認知症の早期発見・治療につなげるため、市内在住の65歳以上で、認知症でなく、要支援・要介護認定を受けていない方で、認知症の気づきチェックリストを受けた方は、無料で検診を受けられます。

▶ **認知症初期相談窓口**

認知症に関する困りごとや悩みごとの相談をご本人やご家族からお受けいたします。

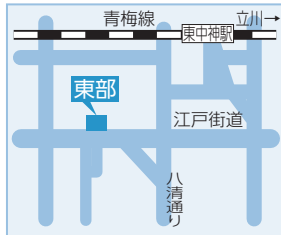
所在地 市役所介護福祉課内
電話番号 **544-4148**

▶ **地域包括支援センター**

高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、相談や支援の調整を行います。

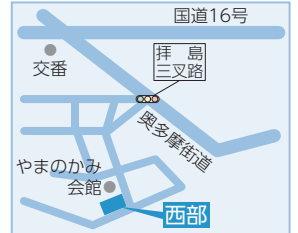
**東部 地域包括支援センター
竹口病院**

所在地 玉川町2-4-8-103
電話番号 **545-9204**
ファックス **505-7985**



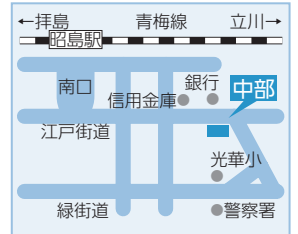
**西部 地域包括支援センター
愛全園**

所在地 拝島町3-10-4
拝島町高齢者
福祉センター内
電話番号 **519-5830**
ファックス **519-5831**



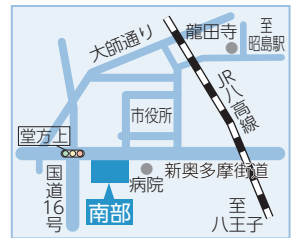
**中部 地域包括支援センター
あいぽっく**

所在地 昭和町4-7-1
あいぽっく2階
電話番号 **505-7681**
ファックス **505-7682**



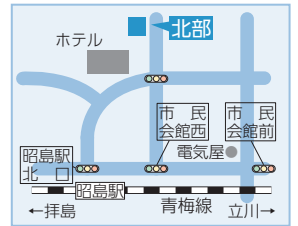
**南部 地域包括支援センター
愛全園**

所在地 田中町2-25-3
電話番号 **513-7651**
ファックス **513-7652**



**北部 地域包括支援センター
ハピネス昭和の森**

所在地 拝島町
4036-14
電話番号 **519-6967**
ファックス **519-6968**



—〈 広告 〉—

 **医療法人 徳洲会**

介護老人保健施設 いちいの杜



介護老人保健施設として、ご利用者の自立を促し「家庭への早期復帰」を目指せるよう支援いたします。明るく家庭的な雰囲気のもと、地域に根差した施設として高齢者ケアの向上に貢献いたします。

訪問看護ステーションいちいの杜



地域に根ざした訪問看護を展開し、在宅での安定した療養生活を支援し、利用者の個別性を尊重した「生活の質」を高めていくよう努めています。

介護老人保健施設 いちいの杜 昭島市武蔵野 3-5-63 **TEL 042-500-0151**
訪問看護ステーション いちいの杜 昭島市武蔵野 3-5-63 **TEL 042-500-1530**

あいサンテ ケアステーション

●居宅介護支援(ケアプラン作成 マネージメント)
TEL.042-549-7078

あいサンテ ケアステーション/ あいサンテ

●訪問介護 ●福祉用具貸与・販売
TEL.042-506-8823

FAX. **042-546-5212** (共通)

 **有限会社 あいサンテ**

昭島市中神町1157-17
<https://www.isante-ics.com>
E-mail info@isante-ics.com

▶敬老大会・米寿(88歳)を祝う会

9月中旬に敬老大会を行い、長寿をお祝いします。

▶敬老金

敬老の日を記念して77歳、88歳、99歳の方に敬老金を贈ります。

▶高齢者福祉センター

60歳以上の市民の方を対象に、趣味活動やグループ活動など、生きがいづくりの場としてご利用ください。

朝日町高齢者福祉センター

所在地 朝日町4-5-9

電話番号 546-5167

開館時間 午前8時30分
～午後5時

休館日 祝日、
年末年始

交通 JR中神駅南口
徒歩15分



松原町高齢者福祉センター

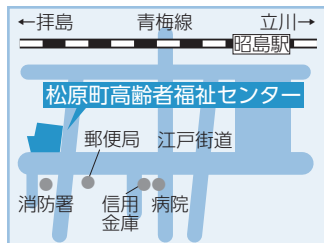
所在地 松原町1-13-3

電話番号 541-3107

開館時間 午前8時30分
～午後7時

休館日 祝日、
年末年始

交通 JR昭島駅南口
徒歩10分



拝島町高齢者福祉センター

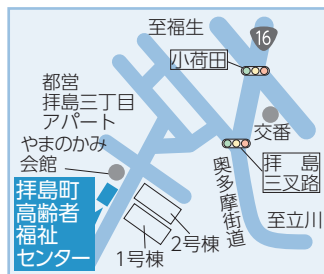
所在地 拝島町3-10-4

電話番号 542-4083

開館時間 午前8時30分
～午後5時

休館日 祝日、
年末年始

交通 JR拝島駅南口
徒歩22分



■社会福祉協議会の生活支援

社会福祉協議会では、高齢の方などの生活支援を次のとおり行っています。いずれも社会福祉協議会(あいぽっく内) ☎544-0388へ申し込んでください。

▶配食サービス

70歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方で、炊事が困難な要介護1以上の方のために、安否の確認を兼ねて昼食を届けます(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)。

▶くじらほっとサービス

登録した協力員が、家事を中心とした簡単な援助をします。

内容 掃除、買い物、簡単な調理、話し相手など

利用料 1時間700円～850円

▶出張理髪サービス

6か月以上常時寝たきりで、車椅子での外出が困難な方(要介護4または5の方)を対象に理容師が出張して調髪を行います(年4回まで)。

■シルバー人材センター

健康で働く意欲のある、原則60歳以上の方が会員となり、自主的に運営している組織です。会員は、施設の管理業務、広報配布、公園清掃、植木の手入れ、除草作業、家事援助、子育て支援など、希望に沿った仕事を行い、就業に対する配分金を受け取ります。また、パトロールボランティアや放課後子ども教室など、地域の見守り活動も積極的に行い、会員の生きがいづくりや地域貢献・社会参加に寄与しています。

所在地 中神町2-32-18

電話番号 544-7060

ファックス 543-9272

ホームページ <https://www.akishima-sc.or.jp/>

後期高齢者医療制度

保険年金課後期高齢者医療係

▶加入者

対象 75歳以上の方、または、65～74歳で一定の障害があり広域連合から認定された方

※次の方を除きます。

▽生活保護を受けている

▽外国籍の方で、在留資格がない、または、在留期間が3か月以内である

▶保険証

保険証の交付

被保険者となる方には、後期高齢者医療被保険者証(保険証)が1人1枚交付されます。75歳になる方には、誕生日までに簡易書留郵便でお送りします。転入または市内転居された方には、手続き完了後に簡易書留郵便でお送りします。

受診のときは、医療機関などの窓口で保険証を提示してください。

保険証の再交付

保険証を紛失した、または、破れてしまったときは、再交付します。公的機関の発行する写真付きの身分証明書(マイナンバーカードなど)を持って、本人が保険年金課後期高齢者医療係に申請してください。身分証明書がない場合や、本人が来庁できない場合は、問い合わせてください。

保険証の返却

負担割合が変わったとき、住所などが変わったとき、転出したとき、死亡したときは返却してください。

▶一部負担金の割合

医療機関などの窓口で支払う一部負担金(自己負担額)の割合は、1割～3割です。

一部負担金の割合は、毎年、8月1日を基準に前年の所得により判定を見直します。また、所得や世帯構成に変更があった場合、その都度、判定を見直します。一部負担金の割合が変わった方には新しい保険証が送られます。

▶保険料

皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費総額の一定割合を保険料として納めていただきます。

保険料は、国や都からの補助金、市区町村からの負担金、他の医療保険制度からの支援金などとあわせ、後期高齢者医療制度の運営のための貴重な財源となります。

保険料の算定

保険料は、加入者一人一人が納めます。保険料の額は、個人ごとに均等割額と所得割額の合計になります(年間保険料=均等割額+所得割額)。

保険料の賦課

保険料は毎年4月1日～翌年3月31日の金額です。年度途中で75歳になった方は、75歳になった月からかかります。

転入した方は転入月から、転出した方は転出月の前月までかかります。

死亡した方は、死亡日の翌日の属する月の前月までかかります。

年度途中で前年の所得に変更があった方は、保険料も変更されます。

保険料の納付方法

保険料は、原則として年金からの引き落とし(特別徴収)となります。

対象は、年金の年額が18万円以上で、医療保険料と介護保険料の合計額が年金年額の2分の1以下である方です。

引き落としの対象となる年金は介護保険料と同じです。年金の定期支払いの際、介護保険料とは別に引き落としします。年金の種類により、引き落としの順位が決まっているため、2つ以上の年金を受給している方は、支給額の多い年金からの引き落としができないことがあります。

年金からの引き落としができない方には、納付書が送付されますので、金融機関で納めてください(普通徴収)。また、届け出により、口座振替に変更することができますので、希望する方は、金融機関へ申し込んでください。

▶人間ドックまたは脳ドックの受診料を補助

保険年金課後期高齢者医療係で申請してください。ただし、保険料を滞納している方は、補助を受けることができません。

補助金額 上限2万円

補助回数 年度にどちらか1回

※特定健康診査を受診した年度は、人間ドックの受診料の補助は受けられません。

申請に必要なもの

- 保険証
- 印鑑
- 本人確認できる書類(マイナンバーカードなど)
- 受診した検査機関の領収書(人間ドックなどの金額が明記されているもの)
- 本人の金融機関の口座番号が分かる書類(通帳など)
- 受診結果の写し(人間ドックのみ)

▶葬祭費の支給

後期高齢者医療制度の対象の方(昭島市の保険証をお持ちの方)が死亡した場合、喪主の方(葬儀を行った方)に葬祭費を支給します。

支給額 5万円

申請者 喪主の方

申請に必要なもの

- 亡くなった方の保険証
- 葬儀の会葬礼状、または、喪主名の記載のある領収書
- 喪主の金融機関の口座番号が分かる書類(通帳など)
- 喪主の本人確認ができる書類(マイナンバーカードなど)

〈 広告 〉

adphox

ワイヤレス集音器ヒアモアCiel



宝飾品のように身体に馴染むデザインと、
疲れにくい自然な音質の集音器です。

アドフォクス株式会社 TEL:0428-24-6042 

受付時間 10:00～15:00 (定休日:土日祭日)

青梅市河辺町10-6-1 トミタワー7F

(無料試聴サービスあります)

